

双葉地方水道企業団の個人情報保護制度の運用状況

双葉地方水道企業団では、個人の権利利益を保護し、基本的人権の擁護と公正で開かれた水道事業及び工業用水道事業の運営を確保するために、個人情報の適正な取扱いなどを定めた「双葉地方水道企業団個人情報保護条例」を施行しています。

双葉地方水道企業団個人情報保護条例では、本人が自分の個人情報について開示・訂正・利用停止を請求する権利を定めています。

双葉地方水道企業団個人情報保護条例第 47 条の規定により、個人情報に関する請求件数及びそれらの処理状況などを以下のとおり公表します。

(1) 令和元年度の開示請求の件数

開示請求	決定の状況				決定に対する 審査請求
	開示	部分開示	不開示	不存在	
1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

開示請求があった保有個人情報

「檜葉町内既存ストック調査事業において、水道使用状況調書」について

開示方法は、所在地、使用者、開閉栓、使用量、停止状況の 3 月分の電子データ
交付によるものでした。

保有個人情報の訂正及び利用停止請求は、ありませんでした。

決定に対する審査請求は、ありませんでした。

(2) 平成 30 年度の開示請求の件数

開示請求	決定の状況				決定に対する 審査請求
	開示	部分開示	不開示	不存在	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

開示請求、保有個人情報の訂正及び利用停止請求は、ありませんでした。

決定に対する審査請求は、ありませんでした。

保有個人情報の訂正及び利用停止請求は、ありませんでした。